



学校支援本部

地域学校協働活動

コミュニティ・スクール

地域運営学校



# コミュニティ・スクール (地域運営学校) ってなに？

地域住民が共に学校運営を考える「学校運営協議会」を設置している学校を、コミュニティ・スクールと言います。  
校長から発信された、学校運営の方針やビジョンの説明を受け、地域住民等で構成されている「学校運営協議会」が、合議体としてその方針を承認するとともに、意見を発し、考え合い、協力し合いながら、実現に向けて進みます。

コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づいて設置されるものです。  
杉並区教育委員会では、この法律に基づき、杉並区学校運営協議会規則を制定し、「地域と共にある学校づくり」を推進しています。

## 杉並区立学校 学校運営協議会設置校

杉並区では、平成17年度から区立小・中学校に順次設置を進め、令和3年度には全小・中学校がコミュニティ・スクールとなりました。

- ・小学校 40校
- ・中学校 23校

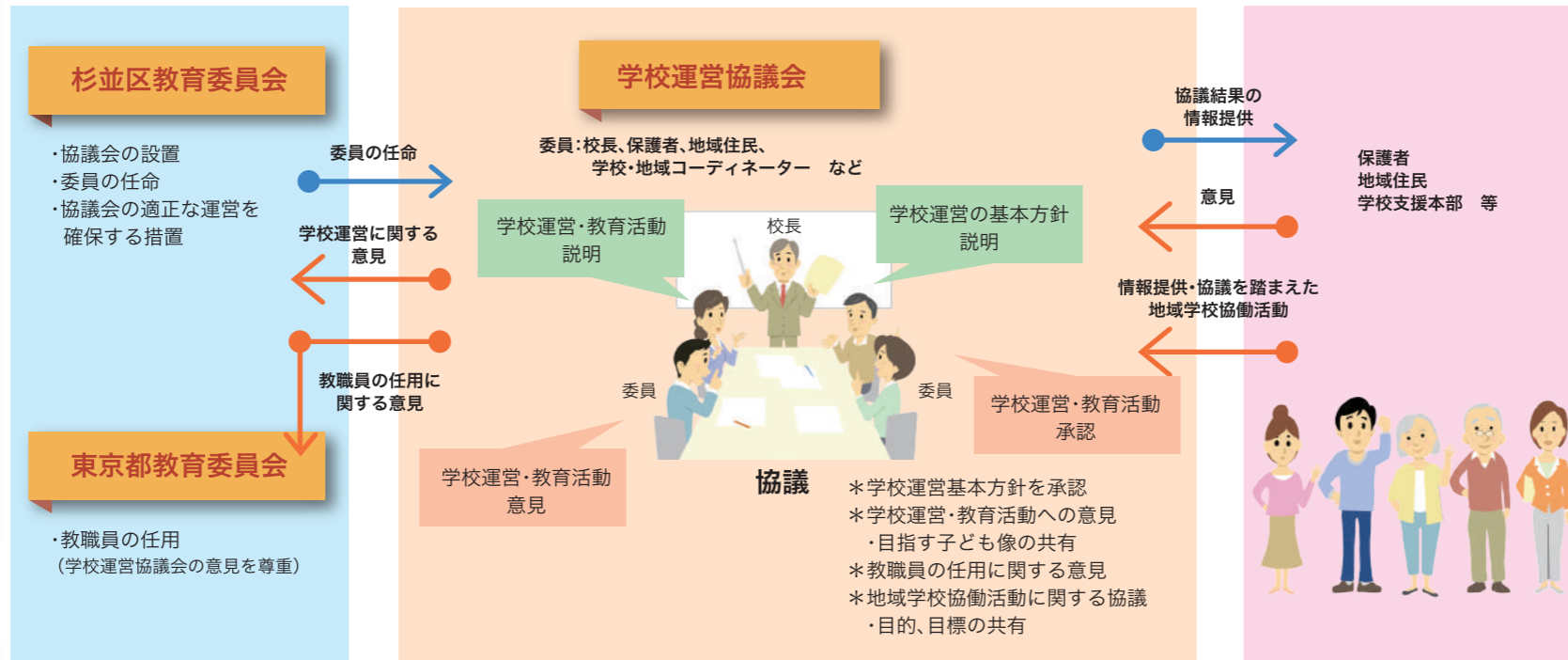
※小中一貫教育校は、小・中学校合同で学校運営協議会を行い、委員は両校を兼務します。

## 学校運営協議会の主な役割

教職員任用に関して、教育委員会に意見を述べる事ができる

学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる事ができる

校長が作成する学校運営の基本方針を承認する



## 杉並区における 学校運営協議会委員

杉並区における学校運営協議会委員は、以下の構成で成り立っています。  
校長、保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者(学校・地域コーディネーター等)は必ず入らなければなりません。

### 非常勤特別職の公務員として 教育委員会から任命される

委員	人数	基本的任期	教育委員会が特に認める場合
校長	1名	在任中	—
校長推薦委員	4名以内	3任期	4任期
学識経験者委員	3名以内	5任期	7任期
公募委員	4名以内	3任期	—

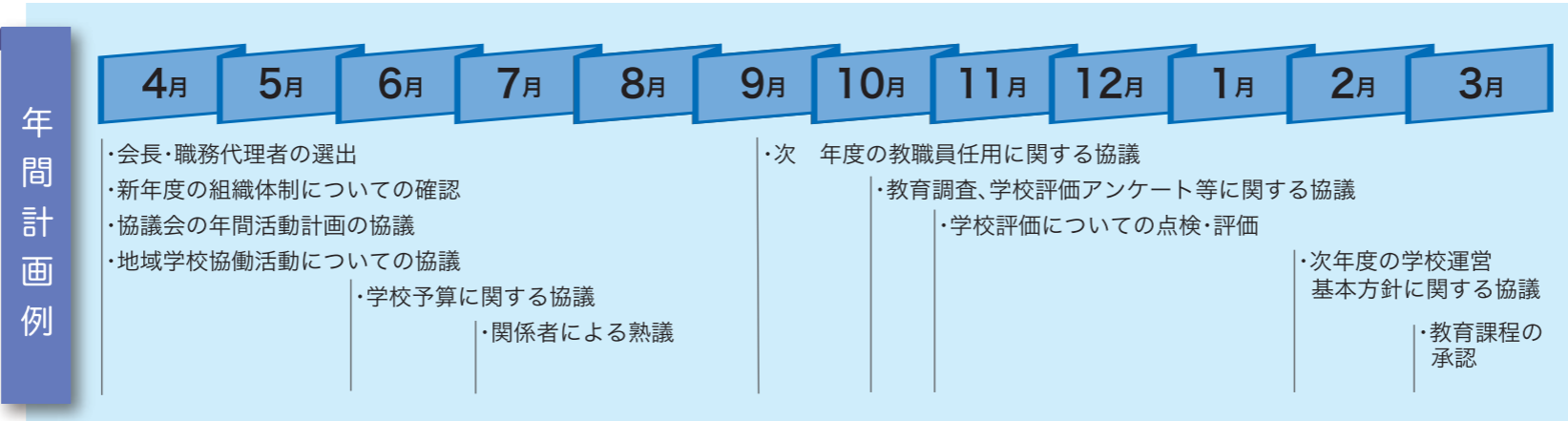
**校長推薦委員**  
対象学校の保護者及び校長が必要と認める者

**学識経験者委員**  
大学研究者や弁護士、経営者など、専門的知見から支える者

**公募委員**  
教育委員会が公募する者で、対象学校の地域住民、地域住民であって当該学校の運営に資する活動を行う者

☆1任期は2年  
☆委員の互選により「会長」を置く  
☆会長の指名により「職務代理委員」を置く

## 学校運営協議会を 設置した学校の仕組み



各校の取組は、杉並区教育委員会ホームページより、ご参照下さい。  
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/>

杉並区教育委員会

# 学校運営協議会を進める

# うえで大切なことは？

学校と地域が一体となって「どのような子どもを育てたいのか」「どのような地域社会を作りたいのか」という共通の目標をめざし、さらに「そのためにはどうするのか」を考え、学校と地域、保護者が協力し合って子どもを育てる当事者となって進めていく仕組みです。  
そのために、学校運営協議会は教育方針を協議し、運営参画を進めます。

## Step 01 学校運営協議会を進めるための基本を確認しましょう

地域と学校がパートナーとして歩むためには、お互いを理解することが基本です。

- 学校を知ろう
- 学校・地域、相互の情報を共有しよう
- 方向(ベクトル)を合わせよう

### ビジョンの共有

学校は育てたい子ども像、めざす学校像等のビジョンを発信し、委員はそのビジョンをもとに、共に進むための歩みを進めます。

### 「学校を知る」ためのアクション

学校は委員等の理解を進めるため、学校公開や行事など、見学や参加の機会を提供し、委員は学校を理解するために動きます。  
主幹教諭や各主任教諭等による、子どもたちの現状と課題の共有機会を作ります。  
研究授業等へも参加することで、指導内容を理解する機会とします。

### 教職員と委員、さらに保護者、地域関係者との交流・情報共有のためのアクション

交流会や熟議の場を設けるなどして、一体となって進むための機運を高めます。  
地域の伝統や特色を共有し、教職員もその特徴や地域の人たちの思いを知ることで、日々の指導に役立てることが出来ます。  
児童・生徒等との交流機会を設けることも大切です。

### 情報発信、広報のためのアクション

教職員、保護者、地域関係者に、地域との連携・協働の必要性を示します。また、学校運営協議会での協議内容を情報提供します。  
教職員は、学校における連携・協働推進のパートナーとして、日常的な情報交換を行います。  
地域学校協働活動の協力者への理解・啓発のためにも地域関係者への広報活動も大切です。

## Step 02 基本をもとに、ステップアップしていきましょう

熟議や学校評価から出た多様な意見を検討し、それらをもとに学校運営を考えます。  
また、この学校でできること、この学校だからこそできることを考え、地域学校協働活動のコンセプトを整理します。そして、学校支援本部と協力して、その仕組みを整え、カリキュラムマネジメントにもチャレンジしましょう。  
学校と地域の連携・協働に必要なのは、双方向性です。「学校のために」という視点ばかりでなく、「地域のためになること」、「地域の人たち自身の学びの場にもなること」という視点も大切です。

- 「多様な意見をもとにして」意見を述べるができる仕組みをつくらう
- 地域と学校の協働活動のコンセプトを考え、カリキュラムマネジメントに参画しよう
- 地域も楽しみ、成長しよう

### 他校の例

ファシリテート力のある委員が、会議や熟議において意見の出しやすい雰囲気を作っています。

キャリア教育を特色とし、体系的なカリキュラムを考えて地域とともに学習しています。

地域の皆さんから学ぶ「地域理解学習」に取り組んでいます。分かりやすく伝えようと工夫をしてくださっています。

## Step 03 持続可能な体制づくりを進めましょう

児童・生徒等、またコミュニティ・スクールで育った卒業生等を迎えて話し合いの場を作ったり、近隣の学校運営協議会と情報交換をしたりするなど、多様な場づくりを意識しましょう。また、委員には任期があることも考えながら、計画的な体制づくりを考えた学校運営協議会となるようにしましょう。  
各委員が持つネットワークを十分に活用して、さまざまな地域ネットワークとの連携を強化していきましょう。

- 多様な意見を得て運営しよう
- 委員の交代等も考慮に入れ、持続可能な体制を作ろう
- 学校と地域の連携をより強化しよう

### 他校の例

コミュニティ・スクールで育った、大学生の卒業生を委員に迎えました！

当事者意識を持つことは大切なので、委員の中で、定期的に会長職を交代しています。

近隣の学校と、合同学校運営協議会を行い、情報交換と地域ネットワークの拡大を図っています。



# 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と学校支援本部(地域学校協働活動)

組織としての意思決定

## 学校(コミュニティ・スクール)

職員 主幹教諭 校長 副校長 教員

### 学校運営協議会

校長  
校長推薦委員  
学識経験者委員  
公募委員

- ・学校運営の基本方針の承認
- ・学校運営についての意見
- ・教職員の任用についての意見
- ・地域学校協働活動の方針協議
- ・保護者・地域住民・教職員への情報提供

基本方針を共有して連携

## 一体的推進



### 学校・地域コーディネーター

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言等を行い地域学校協働活動をコーディネート

地域と学校が  
相互にパートナーとして  
連携・協働して活動をする

創意工夫した協働活動

## 地域

### 学校支援本部

- ・本部長・副本部長
- ・事務局長・事務局員(会計・広報)
- ・学校・地域コーディネーター
- ・会計監査 等

地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」のもと、  
地域学校協働活動を実践

- 保護者
- 地域住民
- 社会教育団体
- 公共施設
- 福祉施設
- 同窓会
- 町会自治会
- 地教連地教推
- 民生児童委員
- 文化団体
- スポーツ団体
- 中間支援組織
- 商店会
- 企業NPO等
- おやじの会

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動とを、一体的に推進していきましょう。

- P** まず学校運営協議会で学校運営の基本方針を承認し、さらに、地域学校協働活動の方針や内容についても協議します。
- D** その方針に基づき、学校では教職員のもとで、学校教育活動が進められますが、地域学校協働活動は、学校・地域コーディネーターを中心に、保護者や地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」とともに、家庭・地域・学校の教育が進められていきます。
- C** そして学校運営協議会では、それらの活動を含めた学校評価結果や、子ども・保護者・教職員等との直接的なやりとり、熟議などから出された多様な意見を理解します。
- A** よりよい教育環境づくりに向けて、成果と課題を検討して、次年度計画を考えます。

この一連の流れを見渡しながら、協議し、組織としての意思決定していくのが学校運営協議会であり、基本方針のもとに創意工夫して活動していくのが学校支援本部です。

つまり両者が「基本方針」を共有して進めることで、「地域と共にある学校づくり」が実現していきます。

### 学校

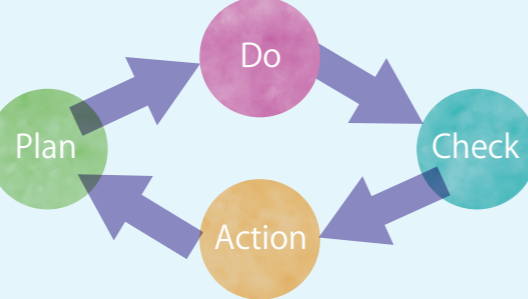
- ＊学校教育活動
- ＊学校運営

### 学校と地域

- ＊教育課程内の協働
- ＊教育課程外の協働
- ＊学校運営の協働
- ＊学校教育外活動の協働

### 校長・学校運営協議会

- ＊学校運営の基本方針の承認
- 教育課程・組織編成
- 学校予算・施設管理
- ＊地域学校協働活動に関する協議
- カリキュラムマネジメント



### 学校評価

- (自己評価に基づいた学校関係者評価)
- 教育課程・組織編成
  - 学校予算・施設管理
  - 地域学校協働活動 等

### 次年度に向けた

- ＊学校運営に関する意見
- ＊教職員の任用に関する意見
- ＊地域学校協働活動の改善



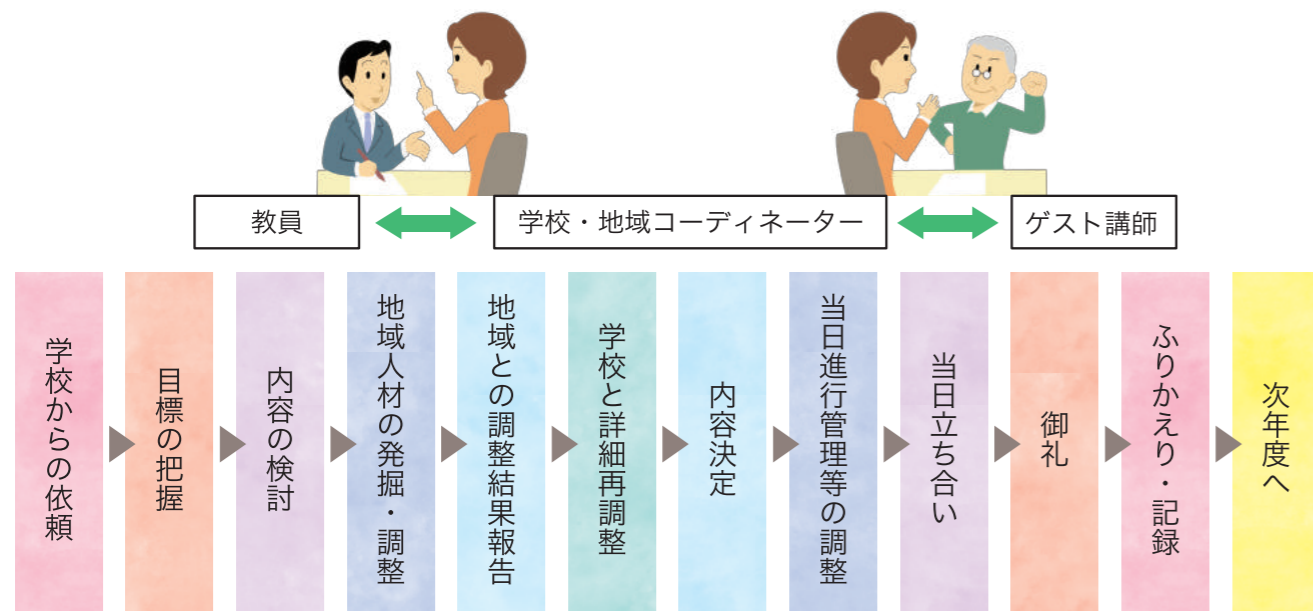
# 地域学校協働活動を進め るうえで大切なことは？

学校支援本部で学校と地域とをつなぐ役割をするのが「学校・地域コーディネーター」です。  
 学校・地域コーディネーターは、教育委員会主催による研修を修了して活動をしています。  
 教育課程内の取組は、担当教員との双方向の調整を行い、また教育課程外の活動は地域の特徴を生かしながら、企画・提案して進めています。

具体的な活動は、学校や地域の状況・希望により異なります。児童・生徒にとって効果的な学びの内容を検討しながら行われます。大きく分けると以下のように分類されます。

- \*学校教育における「教育課程内」の活動
- \*学校教育における「教育課程外」の活動
- \*「学校教育活動外」の活動

学校・地域コーディネーターがパイプ役となり、学校と地域をつなぎます！



生活：伝承遊び交流学習



生活：町たんけん



総合：環境学習・自然観察



総合：キャリア教育



放課後：学習補充教室



休日：地域防災活動

学校と地域が連携し、ネットワークをもつことで、多様な活動を実現することができます

曜日	月	火	水	木	金	土	日
時間割	教育課程内 (学習指導要領に基づく領域) 平日			教育課程外 (学校が計画する領域)		教育課程内 (学習指導要領に基づく領域) 土・日曜日	
1	<b>授業における協働(学校管理下)</b> ●教科 国語 朗読、読み聞かせ、書写・書道・読書指導 社会 世界各国の文化などの紹介、戦時体験の話 算数・数学 教材づくり、個別のサポート 理科 動・植物の話、理科実験・自然観察サポート 音楽 和楽器・日本の民謡等指導、世界の楽器紹介 図画工作・美術 水彩画、木工、陶芸のサポート 家庭・技術家庭 裁縫・ミシン・調理実習サポート 体育・保健体育 陸上競技・水泳・器械体操・ダンス等サポート 保健 薬物乱用防止・生活習慣整備・風邪予防等の話 外国語 英会話、聞く・話す・読む・書くのサポート ●外国語活動(小学校) ●総合的な学習の時間・生活 キャリア 生き方指導、職業についての話、職場体験 環境 リサイクル・省エネルギーの話、地球温暖化防止 自然保護、自然観察 福祉 車いす・高齢者疑似体験、点字・手話体験 情報 ネットリテラシーの話、プログラミング 食育 伝統料理の紹介、食事マナー、各国の紹介 国際 海外生活体験の話、様々な国の人との交流 伝統 茶道、華道、地域の伝統文化・伝承遊び体験 表現 ディベート、面接の方法 ●特別活動 児童・生徒会活動、クラブ活動(小学校) ●その他 給食支援 学校行事の運営における支援 ●儀式的行事、文化的行事、体育的行事、遠足・集団宿泊行事等			●学校環境整備 学校図書館 校庭 花壇・芝生 郷土資料室 ビオトープ ●登下校安全支援 ●その他の学校教育活動 校外授業の引率補助 避難訓練 ホームページ作成支援 本部ホームページ作成 読み聞かせ 朝学習 朝遊び		授業における協働(学校管理下)を、土・日等に行った場合 ●土・日等の授業補助  <b>学校教育活動外 (社会教育に基づく)</b>  ●土曜日学校 ●本部独自の事業 料理・工作教室 祭り バザー どんとやき もちつき大会 ●家庭教育支援 ●PTA行事支援 ●地域における活動 ボランティア活動 地域防災活動 ラジオ体操	
2							
3							
4							
5							
6							
放課後	教育課程外 (学校が計画する領域)			●部活動 ●放課後学習教室		学校教育活動外 (社会教育に基づく) ●放課後子ども教室	

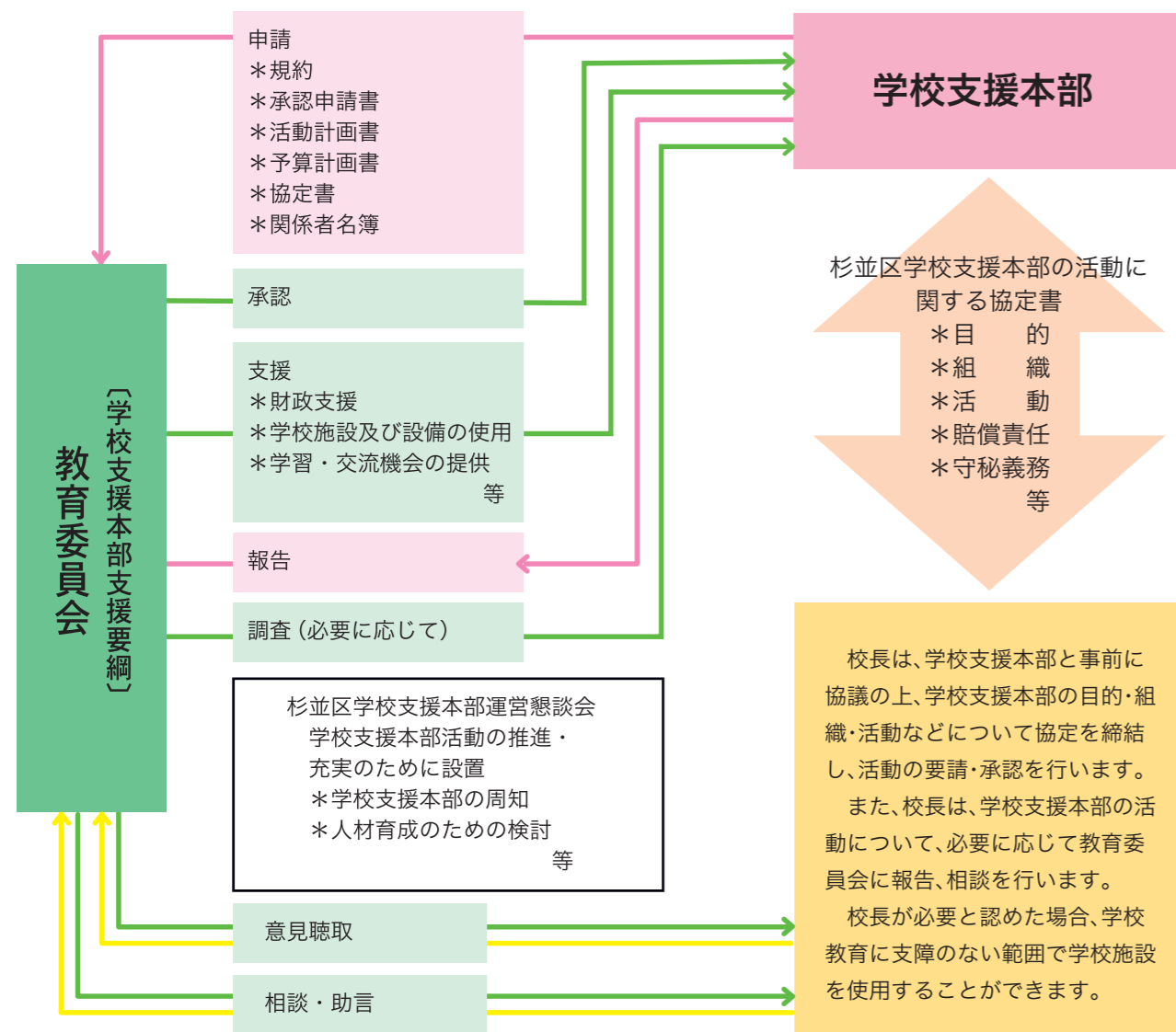
# 学校支援本部(地域学校 協働活動)ってなに？

杉並区には、さまざまな経験や知識をお持ちの方が住んでいらっしゃいます。学校支援本部は、そうした方々をゲスト講師やサポーターとして学校に招き、共に子どもたちの学びを進めていく「地域学校協働活動」をコーディネートする組織です。教育課程内(学校の授業)、教育課程外(朝や放課後の活動)にわたり、子どもたちの多様な学習活動の協働実践を進めています。また、近年は、子どもたちの「地域社会における地域活動」等、大人から子ども、地域から学校への一方向の「支

援」だけではなく、学び合い、教え合う、双方向の「協働」が求められています。学校支援本部には、本部長・副本部長等が選任されるとともに、事務局が設置されています。事務局には会計、庶務、広報、監査等の担当が置かれて事務的役割を担います。さらに、学校・地域コーディネーターが実際のコーディネート活動を進めるパイプ役となり、地域社会の活動協力者を求めてネットワークをつくりながら、組織としての活動を進めています。

## 学校支援本部と教育委員会との関係

教育委員会では「学校支援本部支援要綱」を策定して活動を支援しています  
また、活動の充実を目指して、  
成果と課題を共有する「杉並区学校支援本部運営懇談会」を設置しています



## 学校支援本部のイメージ

**地域全体で子どもたちの成長を支える仕組み**  
幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたネットワークを通じて「地域学校協働活動」をコーディネートします

